

盛土規制法に関する 技術的基準

令和 7 年 9 月

福 岡 県

盛土規制法に関する技術的基準

頁

第1章 地盤に関する技術的基準	1
1-1 崖面天端の排水	1
1-2 地滑り抑止杭等	2
1-3 盛土の段切り	3
1-4 盛土の形状	3
1-5 盛土（切土）の高さ	6
1-6 盛土全体の安定性の検討	7
1-7 切土の形状	8
1-8 溪流等における盛土	11
第2章 擁壁に関する技術的基準	16
2-1 擁壁の設置義務	16
2-2 擁壁の構造	19
2-3 鉄筋コンクリート造等の擁壁	20
2-4 練積造擁壁	42
2-5 認定擁壁	46
2-6 任意設置擁壁	48
2-7 擁壁の共通事項	50
2-8 代替措置	55
第3章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	56
3-1 崖面崩壊防止施設の設置	56
3-2 崖面崩壊防止施設の設計	58
第4章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	59
4-1 法面の保護	59
第5章 排水施設に関する技術的基準	66
5-1 排水工の分類	67
5-2 排水工（管渠）の構造	67
5-3 表面排水工	68
5-4 地下排水工	70
5-5 排水施設の断面	75
5-6 排水施設の構造等	80
第6章 土石の堆積に関する技術的基準	81
6-1 土石の堆積	81

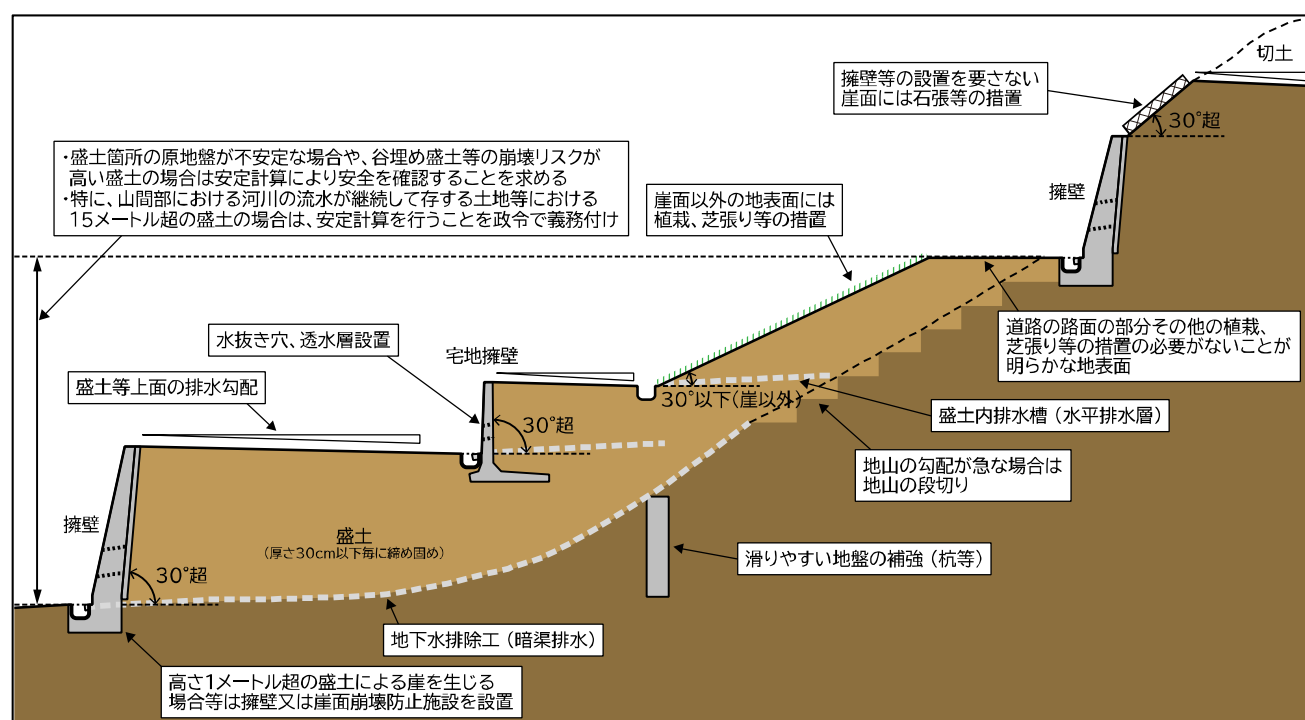
6-2 堆積した土石の崩壊を防止する措置-----	83
6-3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置-----	84
6-4 自立式土留めの設計 -----	85

技術的基準（政令）の概要

表 土地の形質の変更に係る技術的基準（政令）

	概要	規定
施設	擁壁、排水施設、その他の施設	・ 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
施設の設置その他必要な措置	地盤について講ずる措置	・ 盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置、地滑り抑止ぐい設置等） ・ 急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置 ・ 盛土又は切土の上面の排水勾配 ・ 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15メートル超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認 ・ 切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強
	擁壁等の設置	・ 高さ1メートル超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置 ※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり （イ） 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合 （ロ） 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合 （ハ） イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面 ・ 擁壁は構造計算等により設計 ・ 擁壁には水抜き穴等を設置
	崖面及びその他の地表面について講ずる措置	・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要さない崖面には石張り等の措置 ・ 崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置 ※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり （イ） 排水勾配を付した盛土又は切土の上面 （ロ） 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面 （ハ） 農地等で植物の生育が確保される地表面※ （例）畑等の利用が想定される土地
	排水施設の設置	・ 盛土又は切土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等について、構造等を規定 （例）管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること 等 ・ 盛土において、盛土をする前の地表面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定

※ 特定盛土等に限る。

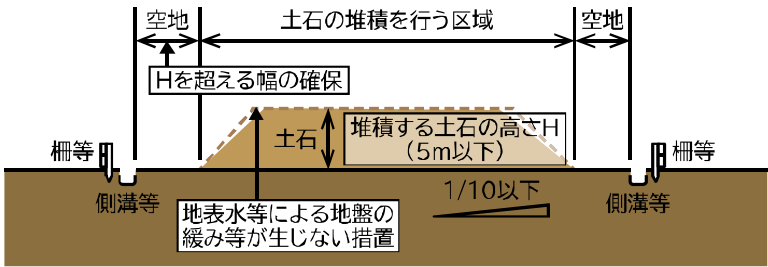


図：土地の形質変更に係る技術的基準（政令）全般の概念図

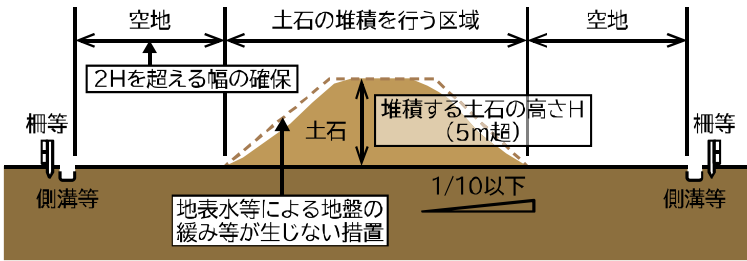
表：土石の堆積に係る技術的基準（政令）

概要	規定
地盤の安全確保	・ 堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 （堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く） ・ 地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
周辺の安全確保	・ 次の（イ）（ロ） いずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保 （イ） 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 （ロ） 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 ・ 堆積した土石の周囲への柵等の設置 ※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く
土石の崩壊防止措置	・ 堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置

（イ） 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



（ロ） 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

図：土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図